## 会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)			平成30年度 第1回 川西市損害評価会			
事務局	事 務 局(担当課)		市民環境部産業振興課			
開催	日	時	平成30年6月8日	1(金) 午前10時~午前	10時30分	
開催	場	所	川西市役所 5階	503会議室		
委出	員		山田 満、清田 中西 能規、水口	讲一、庄田 徳男、 充啓		
席そ	の	他				
	務	局	市民環境部長 石田、市民環境部副部長 阪上、 産業振興課長 千葉、産業振興課 髙田			
傍聴の可否			可	傍聴者数	0人	
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由						
会 譲	会議次第		<ul><li>(1) 委嘱状の交付</li><li>(2) 仮議長の選任</li><li>(3) 議事録署名人の選任</li><li>(4) 協議事項①正副会長の互選について</li><li>②損害評価事業の日程等について</li></ul>			
会 議	結	果	別紙のとおり			

## 審議経過

事務局 平成30年度第1回損害評価会開催の宣言

議長選出前の司会は産業振興課長 千葉

市民環境部長 任期が平成33年3月31日まで3年間水稲共済の損害評価委員として

農家の皆様の代表として務めていただく。

例年の獣害や近年の異常気象が原因の集中豪雨や竜巻の発生で全国的な被害が出て

いる。

発生した場合は適正な水稲の被害査定にあたっていただきたい。

3年間よろしくお願いします。

事務局 損害評価委員委嘱状の交付

市長に代わり市民環境部長の石田より交付

山田 満 様

清田 耕一様

庄田 徳男様

中西 能規様

水口 充啓様

市民環境部長 委嘱状 交付

事務局 事務局職員の紹介

「仮議長の選任」

今回第1回目の委員会で会長不在のため、川西市損害評価運営要綱第3条において

会長が議長に当たると規定に基づき、事務局から仮議長を指名

意見を問う

委員 異議なし

事務局 仮議長 山田委員

仮議長あいさつ

「議事録署名人の選任」

議事録署名人は川西市損害評価運営要綱第4条2項に基づいて、議長が指名する2

名の委員の選任

議事録署名 清田委員 、庄田委員

意見を問う

委員 異議なし

仮議長本日の会議の成立要件の確認

本日の出席者は5名、欠席者は1名であり、出席委員が過半数を超えていて、川西

市損害評価会運営要綱第3条2項に基づき、会議成立

協議事項①正副会長の互選について事務局より説明

事務局 次第1ページ

慣例で、今回は東谷地区より会長を選出していただきたい

川西市損害評価運営要綱第2条より副会長を1名置く

副会長は、会長選出区以外から選出、今回は多田地区から選出していただきたい

委員 会長は東谷地区の水口さんにお願いしたい

仮議長副会長選出の協議の時間をとる

委員 (副会長選出の話し合い)

仮議長 会長は東谷地区の水口様、副会長は多田地区の庄田様

仮議長 会長より就任のあいさつを一言

会長 会長

仮議長 評価運営規則第3条により会長に議長を渡し議事進行をお願い

会長 協議事項②損害評価会事業の日程等について事務局より説明願う

事務局 協議事項(2)損害評価事業の日程等について説明

5ページの損害評価事業の日程

水稲共済細目書は、提出期限の5月9日までに市内全30地区からの提出

今後の予定は8月28日(火)に第2回損害評価会を開催し、水稲引受状況等の審査の予定。午後から兵庫県農業共済組合連合会による、市町損害評価会委員研修を猪名川町の会場で受けていただく予定。内容は、水稲被害の判定の仕方。

8月24日(金) 開催予定の第3回生産組合長会において、損害野帳の取りまとめ を生産組合長へ依頼。

被害の調査は、被害野帳の提出があればその都度現地抜取調査を実施予定。急なお

願いになることもあるが協力を願う。

10月19日(金)は、諮問・答申を行う第3回損害評価会を予定。

6ページの予定表を記載しているが、変更することもあるので、事前に会議の案内 を郵送する。

以上。

会長質問・意見を求める

委員 生産組合長会議でもらった資料の中の6月12日の会議とは今日の会議か

事務局 今日に変更になった

委員 12日はなしか

事務局 なし

委員 協議事項(2)損害評価会事業の日程等について承認してよろしいか

会長 意義なし。

協議事項(2)について承認

「その他」について事務局より説明を願う

農業共済(水稲共済)の概要を説明

事務局

農業共済事業は昭和39年4月から実施

川西市では現在水稲共済事業のみ

水稲共済は基準収穫量の3割を超える被害から共済金が支払われる

損害評価委員は被害圃場へ現地確認に行き被害の程度を評価

その評価をもとに支払い共済金を算出

平成31年度から「農業災害補償法」が「農業保険法」に改正

25a 以上作付け農家の当然加入が任意加入へ変更

平成33年度までに「一筆7割補償」の廃止、農業者単位の4方式から選択に変更 危険段階別共済掛金率の導入、過去の被害率が低い農地は掛け金が安くなり、高い 農地は高くなる

スケジュールの確認

この後の建物共済推進協議会役員会の後、損害評価のための作業服の採寸をし、第 2回損害評価会で渡す

以上

会長	その他の意見を求める		
委員	異議なし		
会長	第1回損害評価会は終了		
	閉会 午前10時30分		